

宮城県放射光利用実地研修補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内企業の研究開発の推進を図るため、事業者等が既存放射光施設における利用実地研修等に参加するためには、当該事業者等に対し予算の範囲内において宮城県放射光利用実地研修補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「事業者等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県内に事業所を置く法人で、研究開発・製品開発を実施する者
- (2) その他知事が認める団体

2 この要綱において、「放射光利用実地研修」とは、宮城県放射光利用実地研修事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める研修をいう。

(補助対象事業)

第3 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるコースへの参加とする。

- (1) あいちトライアルユース：放射光利用未経験企業があいちシンクロトロン光センターを利用して行う放射光利用実地研修
- (2) アドバンストコース：放射光利用経験企業が国内放射光施設を利用して行う放射光利用実地研修

(補助対象経費及び補助率)

第4 補助金の交付の対象となる経費は、別表1に掲げるもののうち知事が必要かつ適当と認めるものとし、その補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第5 事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、実施要綱第3条に定める研修受講申込書兼補助金交付申請書（以下、「研修申込書兼補助金申請書」という。）を、知事が別に定める日までに知事へ提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、交付申請をすることができない。

- (1) 補助金の交付対象となる研修への参加について、国又は市町村等の補助金を受ける場合
- (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (3) 県税に未納がある者

3 知事は、前項第2号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

(申請の際の消費税及び地方消費税)

第6 事業者等は、前条第1項に規定する申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

- 第7 知事は、第5条第1項に規定する研修申込書兼補助金申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは補助金の交付決定を行うものとする。
- 2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8 知事は、前条第1項の交付決定をする場合は、次の条件を付けるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合等においては、様式第1号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。
- イ 研修の受講に影響がない研修計画の細部の変更
 - ロ 補助対象経費の総額の20%以内の減少
 - ハ 補助事業に要する経費相互間の20%以内の変更
- 二 その他知事が必要と認めるとき
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。

(状況報告)

第9 第7条第1項の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、研修実施施設からの利用承認を受けたときは、その旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10 補助事業者は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から30日を経過した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、実施要綱第7条に定める研修完了報告書兼補助金実績報告書（以下「研修報告書兼補助金報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

(実績報告に係る消費税及び地方消費税)

第11 補助事業者は、前条の規定による実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第12 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(交付の取り消し及び補助金の返還)

- 第13 知事は、交付決定後、実施要綱第8条に該当すると認められたときは交付決定の取り消しを行なうことができる。
- 2 補助事業者は、補助金の交付後、補助事業者が第8条に規定する条件に違反したときは又は実施要綱第8条に該当すると認められたときは、補助金額の全額を返還しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14 補助事業者は、第10条第1項に規定する実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、仕入控除税額報告書(様式第3号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1（第4条関係）

経費区分	内 容
使用料	ビームラインの利用等に要する経費 (ビームライン利用料、公設試験研究機関等での測定分析費)
旅費	放射光利用実地研修への参加に要する経費 (交通費、宿泊費)
試料加工費	測定に使用する試料作製等に係る経費 (試料の加工費、試料加工工具類、研修会場への輸送費等)
需用費	放射光利用実地研修での測定及びデータ解析に要する経費 (試料の据え付け・調整等に要する治具類、測定及びデータ解析に要する消耗品等)
その他 経費	上記のほか、放射光利用実地研修への参加に要する経費 (放射線業務従事者教育訓練講習会の受講料、電離放射線健康診断受診料等) その他特に必要と認める経費

別表2（第4条関係）

種類	補助率	補助限度額
あいちトライアルユース	2/3以内	1件あたり400千円以内
アドバンストコース	2/3以内	1件あたり1,500千円以内